

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長 山本 健二
政策局長 栗田 博

フード連合／政策情報 No.15

フード連合は「食品表示基準(案)」について、 意見書を消費者庁に提出しました！

「フード連合/政策情報 No. 13」で既に提示しております通り、消費者庁では、食品表示法に基づく新たな食品表示基準の検討について、消費者委員会食品表示部会において昨年 11 月より約半年にわたり議論を重ね、その内容を踏まえて食品表示基準(案)が作成されました。消費者庁は食品表示基準(案)について、広く意見を求め、検討の上、食品表示基準作成の参考とするとしています。フード連合は下記意見書を提出し、意見反映していくとともに、今後の消費者委員会食品表示部会等での議論を注視して行きたいと思っております。

2014 年 8 月 7 日

食品表示基準(案)についての意見

- 【※氏 名】 [フード連合]
(法人その他の団体にあつては名称／部署名等)
- 【職業 (任意)】 []
- 【※住所】 [東京都港区芝 5-26-30 専売ビル 4 階]
- 【※電話番号】 [03-6435-2882]
- 【※メールアドレス】 [seisaku01@jfu.or.jp] (お持ちの場合)
- 【※意見】 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨も記載してください

頁	条番号	表題	御意見・理由
本体 7~8 p	第三条 第 1 項~ 3 項	製造所固有記号の使用に係るルールの変更	○食品衛生法で定められているとおり製造所の所在地等の表示の義務は、食の安全・安心の確保の観点からも現行の製造所固有記号等の不備や問題点は整理し、改善していく必要があると考えます。とりわけ例外規定の変更等については現行のデータベースの改善や適正な運用ルールが必要で、さらに議論を深めて頂きたいと思っております。ルール変更によって事業者のコスト増となり、消費者にとって影響が出る事が無いように、事業者に対しての支援策や環境整備を行うなど慎重な対応が必要と考えます。

<p>本体 23p</p>	<p>第六条 推奨表示 第七条 任意表示</p>	<p>推奨表示について</p>	<p>○栄養成分の表示の在り方について、第三条で「義務表示(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)」、第六条で「推奨表示(飽和脂肪酸、食物繊維)」、第七条で「任意表示」の3区分が示されています。消費者にとっても事業者にとっても新たな「推奨表示」は義務なのか、任意なのかその位置付けが分かりづらいものとなっています。消費者にとっての必要性とわかり易さ、事業者の実効可能性の観点からも「推奨表示」を新たに設けるのではなく、「義務表示」と「任意表示」の2区分とすることが適当であると考えます。</p>
<p>本体 52p</p>	<p>附則第三条第1項</p>	<p>加工食品の経過措置期間について</p>	<p>○一般用加工食品の経過措置は2年となっています。今般の改正は変更点も多く、表示ミス等のリスクも高くなり、切り替え作業等には慎重に対応する必要があります。また、ラベル包材の確保や印刷設備変更への対応期間も必要です。そのための経過措置期間は2年間では短く事業者間で対応に差が生じ、消費者の適正な商品選択に支障をきたすことも懸念されます。すべての事業者が混乱なく変更できるように十分な経過措置となるよう検討をお願いします。</p>
<p>全般 について</p>		<p>周知の徹底</p>	<p>○基準案は消費者にとって分かり易く、必要な情報が提供され、事業者にとっても混乱なく実行可能な基準となったのでしょうか。今回の基準案は58本の基準を1本に統合するわけですから、基準案の内容を精査・検討する期間やその必要性、周知方法など十分な議論が必要と考えます。基準案の内容を消費者にも事業者にも分かり易く、かつ食品表示を正しく理解するために、表示事例集などQ&Aを含めた啓発資料の作成や周知の徹底と適切な指導をお願いします。</p>

以上